

浄化槽設置整備事業補助金交付申請について

1. 補助金交付申請（工事の着工前）

※着工後の申請は受付できません。

（１）補助金交付申請書を町民福祉課環境係(⑤番窓口)に提出してください。

添付書類

1. 浄化槽設置届出書・受理書(写)又は建築確認通知書・し尿浄化槽調書(写)
2. 設置場所の位置図
3. 工事請負契約書(写)
4. 誓約書
5. 町税等完納証明書又はこれに代わるもの（申請日前1か月以内のもの）
6. 設置工事平面図及び配管図並びに建築床面積図
7. 見積書(写)
8. 型式適合認定書(写)
9. 登録証(写)・登録浄化槽管理票[C票](写)
10. 賃借人の承諾書（住宅等を借りている場合）
11. 罹災証明書または被害届出証明書（災害に伴う浄化槽の更新または改築により設置する場合）

（２）現地確認後、補助金交付決定通知書を送付。

2. 実績報告（工事完了後1箇月を経過した日又は当該年度の3月20日のいずれか早い日）

（１）実績報告書を町民福祉課環境係(⑤番窓口)に提出してください。

添付書類

1. 保守点検業者及び清掃業者との業務委託契約書(写)
2. 法定検査依頼書又は領収書(写)
3. 工事写真
4. 工事に係る領収書(写)
5. 設置検査確認表(チェックリスト)
6. 完成平面図及び配管図

（２）現地確認後、補助金交付額確定通知書、誓約書(写)及び補助金交付請求書を送付。

3. 交付請求

（１）補助金交付請求書を町民福祉課環境係(⑤番窓口)に提出してください。

（２）請求書受付後、指定口座へ補助金を振込みます。

支払日：月の10日、25日（土日祝の場合は翌平日）

田布施町浄化槽等設置整備事業補助金交付のあらまし

申請受付期間

4月1日から翌年1月末日（予算の範囲内）

補助対象地域

下記の区域で町内全域です。

1. 下水道計画の認可を受けた区域外
2. 下水道計画の認可を受けた区域内で特に必要と認めるとき。

補助対象者

これから自己の居住のための住宅に浄化槽を設置する人。（店舗併用住宅では、居住用の延面積が2分の1以上あれば対象となります。）ただし、次に該当する人は除きます。

1. 浄化槽法に基づく設置届出の審査又は建築基準法に基づく確認を受けていない人
2. 補助事業の該当年度の3月20日までに浄化槽の設置工事を完了することができない人
3. 住宅を借りている人で賃貸人の承諾が得られない人
4. 市町村税を滞納している人
5. 道路拡幅工事などの公共事業により、既設の単独浄化槽等が補償の対象とされた人
6. 家屋の新築又は増築により浄化槽を設置する者のうち、汚水処理未普及解消につながらない浄化槽を設置する人
7. 既存の浄化槽を廃して新たに浄化槽を設置する人。ただし、災害に伴う更新又は改築により設置する人を除く。

補助対象となる浄化槽

1. 処理対象人員10人以下の小型浄化槽
2. BOD除去率90%以上、放流水のBODが20mg/ℓ以下のもの
3. 主に居住の用に供する建物又は延べ面積の2分の1以上を居住の用に供する建物（小規模店舗等を併用した住宅及び共同住宅を含む。）

補助金額

浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、下表の限度額の欄に掲げる額を限度とします。

人槽	人槽算定	限度額
5人槽	延床面積が130㎡以下	332,000円
7人槽	延床面積が130㎡超	414,000円
10人槽	風呂と台所が2ヶ所	548,000円

※既存住宅に浄化槽を設置する場合、広い住宅であっても、居住者が少人数など一定の条件を満たせば、人槽算定について7人槽を5人槽に低減することができますので、柳井土木建築事務所へお問い合わせください。

誓約事項

- ・浄化槽法第7条の設置後の水質検査及び同法第11条の定期検査を必ず受検してください。
- ・浄化槽法第10条で義務付けられている浄化槽の保守点検及び清掃を必ず実施してください。
- ・将来、公共下水道が整備され、供用が開始されたときには、速やかに下水道への切り替え・接続を行ってください。